特　記　仕　様　書

１条　建設設副産物の搬出

建設工事の施工により発生する建設副産物は、次の場所に搬出することとする。

アスファルト殻	指定場所	徳島県海部郡海陽町大里字松原 32-163 有限会社　西野建材
	運搬距離	１０．０ｋｍ　以下
コンクリート殻	指定場所	徳島県海部郡海陽町大里字松原 32-163 有限会社　西野建材
	運搬距離	１０．０ｋｍ　以下
舗装版切断汚泥	指定場所	徳島県海部郡美波町北河内大戸 340-1 有限会社　リフレッシュ阿南　日和佐工場
	運搬距離	３０．０ｋｍ　以下
土　　砂	受入場所	牟岐町大字中村字大戸 八坂地区残土処理場
	運搬距離	２．０ｋｍ　以下

２　他の受入場所へ搬入する必要がある場合は、監督員と協議し変更することが出来る。

３　請負者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（Ｈ３．１０．２５建設省令第１９号）第８条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化に関する法律（建設リサイクル法）施行令第２条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、工事監督員の確認を受けなければならない。

４　請負者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（Ｈ３．１０．２５建設省令第２０号）第７条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRIS により再生資源利用促進計画書を作成し、工事監督員の確認を受けなければならない。

５　請負者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに COBRIS により再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。

６　請負者は、COBRIS の入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バー

ジン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

7　請負者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

8　請負者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事竣工検査が終了するまで存置しておかなければならない。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

２条　交通安全対策（交通誘導警備員）

建設工事の施工による交通安全対策として交通誘導警備員の配置を義務付ける。

1　交通誘導警備員とは警備業法（昭和４７年法律第１１７号一部改正平成１６年法律第５０号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては延べの人数3人を見込んでいる。

2　請負者は、円滑な交通サービスを提供するため状況を十分把握するとともに、その対策について交通誘導員の配置計画を契約後、速やかに監督員に提出し、交通誘導員勤務実績調査表を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、毎月監督員に一部提出しなければならない。

３条　登録内容確認書の提出

1　請負者は工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、請負金額が２、５００万円以上の工事については受注、変更、竣工、訂正時ごとに、請負金額が５００万円以上２、５００万円未満の工事については受注、訂正時（請負金額が 2,500 万円以上になった時）ごとに、「登録のための確認のお願い」を作成し、写しを監督員に提出して内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

2　登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

４条　その他工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は工事監督員と協議とするものとする。

５条　設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、「徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)」を準用し、これに基づき、対等の立場で合意し、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

６条　特記仕様に定めのない事項については、徳島県土木工事共通仕様書に準ずるものとする。